静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静 岡 県 知 事　　川 勝 平 太

静岡県条例第46号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>

別表第１　（略）

	事務の区分	市町
（略）		
５	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第１項の規定による立入検査、質問及び収去（同法第24条の５の経済産業省令で定める高圧ガスの消費（同法第９条の第一種製造者、同法第10条の２第１項の第二種製造者、同法第16条第１項の第一種貯蔵所及び同法第17条の２第１項の第二種貯蔵所の所有者及び占有者、同法第20条の４の２第１項の販売業者、同法第24条の２第２項の特定高圧ガス消費者並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第６条の液化石油ガス販売事業者に係るものを除く。）に係るものに限る。）	全市町

</td><td>

別表第１　（略）

	事務の区分	市町
（略）		
５	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第１項の規定による立入検査、質問及び収去（同法第24条の５の経済産業省令で定める高圧ガスの消費（同法第９条の第一種製造者、同法第10条の２第１項の第二種製造者、同法第16条第１項の第一種貯蔵所及び同法第17条の２第１項の第二種貯蔵所の所有者及び占有者、同法第20条の４の２第１項の販売業者、同法第24条の２第２項の特定高圧ガス消費者並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第６条の液化石油ガス販売事業者に係るものを除く。）に係るものに限る。）	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
５の２	高圧ガス保安法（以下この項において「法」と	静岡市　浜松市

</td></tr>
</table>

							いう。）の施行に関する次に掲げる事務（高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第22条各号に掲げる事業所、設備及び施設に係るものに限る。） ⑴　法第５条第１項の許可 ⑵　法第５条第２項の規定による届出の受付 ⑶　法第９条の規定による許可の取消し ⑷　法第10条第２項の規定による届出の受付 ⑸　法第10条の２第２項（法第24条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 ⑹　法第11条第３項の規定による命令 ⑺　法第12条第３項の規定による命令 ⑻　法第14条第１項の許可 ⑼　法第14条第２項の規定による届出の受付 ⑽　法第14条第４項の規定による届出の受付 ⑾　法第15条第２項の規定による命令 ⑿　法第16条第１項の許可 ⒀　法第17条第２項の規定による届出の受付			

							⒁　法第17条の２第１項の規定による届出の受付 ⒂　法第18条第３項の規定による命令 ⒃　法第19条第１項の許可 ⒄　法第19条第２項の規定による届出の受付 ⒅　法第19条第４項の規定による届出の受付 ⒆　法第20条第１項本文に規定する検査 ⒇　法第20条第１項ただし書の規定による届出の受付 (21)　法第20条第３項本文に規定する検査 (22)　法第20条第３項第１号の規定による届出の受付 (23)　法第20条第４項の規定による報告の受付 (24)　法第20条の４の規定による届出の受付 (25)　法第20条の４の２第２項の規定による届出の受付 (26)　法第20条の５第２項の規定による勧告 (27)　法第20条の５第３項の規定による公表 (28)　法第20条の６第２項の規定による命令 (29)　法第20条の７の規定による届出の受付		

							⑶0　法第21条第１項の規定による届出の受付 ⑶1　法第21条第２項の規定による届出の受付 ⑶2　法第21条第３項の規定による届出の受付 ⑶3　法第21条第４項の規定による届出の受付 ⑶4　法第21条第５項の規定による届出の受付 ⑶5　法第22条第１項本文に規定する検査 ⑶6　法第22条第１項第１号の規定による届出の受付 ⑶7　法第22条第２項の規定による報告の受付 ⑶8　法第22条第３項の規定による命令 ⑶9　法第24条の２第１項の規定による届出の受付 ⑷0　法第24条の３第３項の規定による命令 ⑷1　法第24条の４第１項の規定による届出の受付 ⑷2　法第24条の４第２項の規定による届出の受付 ⑷3　法第26条第１項の規定による届出の受付 ⑷4　法第26条第２項の規定による命令 ⑷5　法第26条第４項の規定による命令及び勧告		

							⑷⑹　法第27条第２項の規定による命令 ⑷⑺　法第27条第５項の規定による勧告 ⑷⑻　法第27条の２第５項（法第27条の４第２項、第28条第３項及び第33条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 ⑷⑼　法第27条の２第６項（法第27条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 ⑸⑽　法第34条の規定による命令 ⑸⑴　法第35条第１項本文に規定する検査 ⑸⑵　法第35条第１項第１号の規定による届出の受付 ⑸⑶　法第35条第３項の規定による報告の受付 ⑸⑷　法第36条第２項の規定による届出の受付 ⑸⑸　法第38条第１項の規定による許可の取消し及び命令 ⑸⑹　法第38条第２項の規定による命令 ⑸⑺　法第39条の措置 ⑸⑻　法第39条の11第１項の規定による届出の受付		

					⒆　法第39条の11第２項の規定による届出の受付 (60)　法第49条の30（法第49条の33第２項において準用する場合を含む。）の規定による命令 (61)　法第49条の35の規定による命令 (62)　法第56条の４第３項（法第56条の６の14第４項及び第56条の８第３項において準用する場合を含む。）の再交付に係る申請書の受付 (63)　法第61条第１項の規定による報告の徴収 (64)　法第62条第１項の規定による立入検査、質問及び収去 (65)　法第63条第１項の規定による届出の受付 (66)　法第63条第２項の規定による命令 (67)　法第64条の指示 (68)　法第74条第１項の規定による通報 (69)　法第74条第２項の規定による通報の受付 (70)　法第74条第３項の規定による通報の受付 (71)　法第74条第４項の規定による報告	
6	（略）			6	（略）	
6の2	（略）			6の2	（略）	

６の３	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（県の区域内にのみ販売所を設置する液化石油ガス販売事業者に係る事務にあっては一の市町の区域内にのみ販売所を設置する液化石油ガス販売事業者に係るものに限り、県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う保安機関に係る事務にあっては一の市町の区域内において設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う保安機関に係るものに限る。） ⑴　法第３条第１項の登録 ⑵　法第３条の２第２項の規定による通知 ⑶　法第３条の２第３項の規定による謄本の交付及び閲覧の提供 ⑷　法第４条第２項の規定による通知 ⑸　法第６条（法第35条の４において準用する	静岡市　浜松市

場合を含む。）の規定による届出の受付

⑹　法第８条（法第35条の４において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付

⑺　法第10条第３項（法第35条の４において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付

⑻　法第13条第２項の規定による命令

⑼　法第14条第２項の規定による命令

⑽　法第16条第３項の規定による命令

⑾　法第16条の２第２項の規定による命令

⑿　法第19条第２項の規定による届出の受付

⒀　法第21条第２項の規定による届出の受付

⒁　法第22条の規定による命令

⒂　法第23条（法第35条の４において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付

⒃　法第25条の規定による登録の取消し

⒄　法第26条の規定による登録の取消し及び命令

⒅　法第26条の２の規定による登録の消除

⒆　法第29条第１項の認

						定 ⒇　法第32条第１項の認定の更新 (21)　法第33条第１項の認可 (22)　法第33条第２項の規定による届出の受付 (23)　法第34条第３項の規定による命令 (24)　法第35条第１項の認可 (25)　法第35条第３項の規定による命令 (26)　法第35条の２の規定による命令 (27)　法第35条の３の規定による認定の取消し (28)　法第35条の５の規定による命令 (29)　法第35条の６第１項の認定 (30)　法第35条の７の規定による報告の受付 (31)　法第35条の10第１項の規定による認定の取消し (32)　法第35条の10第２項の規定による催告及び認定の取消し (33)　法第36条第１項の許可 (34)　法第37条の２第１項（法第37条の４第３項において準用する場合を含む。)の許可 (35)　法第37条の２第２項			

						（法第37条の４第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 (36)　法第37条の３第１項本文（法第37条の４第４項において準用する場合を含む。）に規定する検査 (37)　法第37条の３第１項ただし書（法第37条の４第４項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 (38)　法第37条の３第２項（法第37条の４第４項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受付 (39)　法第37条の４第１項の許可 (40)　法第37条の５第３項の規定による命令 (41)　法第37条の６第１項本文に規定する検査 (42)　法第37条の６第１項ただし書の規定による届出の受付 (43)　法第37条の６第３項の規定による報告の受付 (44)　法第37条の７第１項の規定による許可の取消し及び命令 (45)　法第37条の７第２項の規定による通知		

						⑷⑹　法第38条の10第１項の規定による届出の受付 ⑷⑺　法第38条の10第２項の規定による届出の受付 ⑷⑻　法第82条第１項の規定による報告の徴収 ⑷⑼　法第82条第２項の規定による報告の徴収 ⑸⑽　法第83条第１項の規定による立入検査、質問及び収去 ⑸⑴　法第83条第２項の規定による立入検査及び質問 ⑸⑵　法第83条第３項の規定による立入検査、質問及び収去 ⑸⑶　法第83条第４項の規定による立入検査及び質問 ⑸⑷　法第87条第１項の規定による通報及び通報の受付 ⑸⑸　法第87条第２項の規定による要請の受付 ⑸⑹　法第88条第２項の規定による公示（同項第１号及び第１号の２に掲げる場合に係るものに限る。）		
					６の４	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第13条	静岡市　浜松市	

６の３	（略）	
６の４	（略）	
６の５	（略）	
６の６	（略）	
（略）		
107	土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する同法第５条第６項（同法第48条第９項（同法第96条の３第５項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第５項、第85条の２第５項、第85条の３第４項及び第10項、第87条の２第10項、第87条の３第６項並びに第96条の２第７項において準用する場合を含む。）の承認（準用河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。）	静岡市　浜松市　沼津市　熱海市　三島市　富士宮市　伊東市　島田市　富士市　磐田市　焼津市　掛川市　藤枝市　御殿場市　袋井市　下田市　裾野市　湖西市　伊豆市　御前崎市　菊川市　伊豆の国市　牧之原市　東伊豆町　河津町　南伊豆町　松崎町　西伊豆町　函南町　長泉町　吉田町　川根本町　森町

	第８項の規定による報告	
６の５	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第132条の規定による報告の受付	静岡市　浜松市
６の６	（略）	
６の７	（略）	
６の８	（略）	
６の９	（略）	
（略）		
107	土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する同法第５条第６項（同法第48条第９項、第84条、第85条第５項、第85条の２第５項、第85条の３第４項及び第10項、第87条の２第10項、第88条第６項、第96条の２第７項並びに第96条の３第５項において準用する場合を含む。）の承認（準用河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。）	静岡市　浜松市　沼津市　熱海市　三島市　富士宮市　伊東市　島田市　富士市　磐田市　焼津市　掛川市　藤枝市　御殿場市　袋井市　下田市　裾野市　湖西市　伊豆市　御前崎市　菊川市　伊豆の国市　牧之原市　東伊豆町　河津町　南伊豆町　松崎町　西伊豆町　函南町　長泉町　吉田町　川根本町　森町

108	土地改良法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（２以上の市町の区域にまたがる土地改良事業に係るものを除く。） ⑴　（略） ⑵　法第113条の２第１項の規定による届出の受付（法第95条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） ⑶　法第113条の２第２項の規定による公告（法第95条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） ⑷～⑹　（略）	全市
108の２	土地改良法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（２以上の市町の区域にまたがる土地改良事業に係るものを除く。） ⑴～㉚　（略） ㉛　法第113条の２第１項の規定による届出の受付（法第48条第１項及び第49条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） ㉜　法第113条の２第２項の規定による公告（法第48条第１項及び第49	静岡市　浜松市

108	土地改良法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（２以上の市町の区域にまたがる土地改良事業に係るものを除く。） ⑴　（略） ⑵　法第113条の３第１項の規定による届出の受付（法第95条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） ⑶　法第113条の３第２項の規定による公告（法第95条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） ⑷～⑹　（略）	全市
108の２	土地改良法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（２以上の市町の区域にまたがる土地改良事業に係るものを除く。） ⑴～㉚　（略） ㉛　法第113条の３第１項の規定による届出の受付（法第48条第１項及び第49条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） ㉜　法第113条の３第２項の規定による公告（法第48条第１項及び第49	静岡市　浜松市

	条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） (33)　（略）			条第１項の規定による土地改良事業に係るものに限る。） (33)　（略）	
109	土地改良法の施行に関する同法第５条第６項（同法第48条第９項（同法第96条の３第５項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第５項、第85条の２第５項、第85条の３第４項及び第10項、第87条の２第10項、第87条の３第６項並びに第96条の２第７項において準用する場合を含む。）の承認（国道、一級河川又は二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。）	静岡市　浜松市	109	土地改良法の施行に関する同法第５条第６項（同法第48条第９項、第84条、第85条第５項、第85条の２第５項、第85条の３第４項及び第10項、第87条の２第10項、第88条第６項、第96条の２第７項並びに第96条の３第５項において準用する場合を含む。）の承認（国道、一級河川又は二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。）	静岡市　浜松市
（略）			（略）		

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

1　この条例中別表第１の107の項から109の項までの改正は公布の日から、同表５の項の改正、同項の次に１項を加える改正及び同表中６の３の項から６の６の項までを６の６の項から６の９の項までとし、６の２の項の次に３項を加える改正は平成30年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った許可その他の行為又は現に知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定による改正後の静岡県事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市の長が行った許可その他の行為又は当該市の長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。